

不動産登記オンライン申請利用促進協議会（表示の登記に関する分科会） 第1回議事録

日時：平成20年4月11日（金）午後2時30分～午後4時30分
場所：法務省会議室
出席者：法務省民事局民事第二課
前田補佐官、千葉補佐官、濱田不動産登記第一係長、佐藤不動産登記第二係長
沼田係長（権利担当）
法務省民事局総務課登記情報センター室
宮本補佐官、齊藤法務専門官
日調連
下川副会長、瀬口専務理事、竹谷常務理事、
関根オンライン申請促進PT委員長、堀越オンライン申請促進PT委員、
神前オンライン申請促進PT委員、中原オンライン申請促進PT委員

【日調連提出資料】

「不動産登記オンライン申請利用促進協議会」表示の登記に関する分科会 協議事項
不動産登記令一部の改正及び省令の一部改正についてのQ & A
添付情報の種類と取扱い方法

「不動産登記のオンライン申請利用促進等のための改善策について（要綱案）」に対する質問・要望事項等

【法務省受領資料】

オンライン申請の利用状況について（一週間単位）

日調連提出資料『「不動産登記オンライン申請利用促進協議会」表示の登記に関する分科会 協議事項』を基に質問形式で行い、確認及び要望を行った。

<千葉法務省民事第二課補佐官挨拶>

本日は、ご多忙の折、参集いただき感謝する。

オンライン申請の受領状況は、本年1月15日から、オンライン登記申請の利用促進等の改善を図るべく、不動産登記令の一部を改正する政令及び不動産登記規則の一部を改正する省令が施行されたが、施行前と比較すると増加傾向にある。

2月8日から12日までの間は、下降しているが、実働日数が4日間であったことによる。

2月25日から29日までの間は、急増しているが、29日が「週末」「月末」「大安」が重なったことによるものであり、一種の特異な例である。この数値は、通常の利用数の倍である。

施行日から4月初旬までの利用率は約4%である。

上記のことから、オンライン登記申請の利用率が施行日から順調に伸びており、資格者代理人である土地家屋調査士のオンライン登記申請に対する協力の賜物であり、感謝する次第である。

法務局別のオンライン登記申請の利用率は、一例として、福井地方法務局が30%以上、富山地方法務局が12%程度である。これは、旧道路公団の登記事件があったことによる。

また、金沢地方法務局及び高知地方法務局並びに長野地方法務局が10%超である。

< 質疑応答～乙号事件について >

【日調連質問】

オンライン申請を行って、窓口交付を行うという措置は今後、全国の登記所において対応していく予定なのか。行うとすれば、いつから行うのか。

【法務省回答】

過日、貴会から照会があった案件である。法務省オンライン申請システムの利用状況を勘案して、窓口交付を行うことを計画している。

取り急ぎではあるが、2つの法務局を選定し、試行的に実施することとしたい。

【日調連質問】

現在、申請を行う度に住所氏名を記入する必要があるが、頻繁に使用する場合、非常に不便であるから、申請人の登録機能を備えてほしい。

【法務省回答】

法務省オンライン申請システムの環境改善には、優先順位があるため、すぐに対応することは難しい。また、その他のシステム関連の改善要望があれば優先順位をつけて提出されたい。

【日調連回答】

システム環境の改善点について、一覧表を作成し、提出することとしたい。

【日調連質問】

会員から納付情報の到着が遅延する等の報告があり、なぜ遅延しているかの事情説明を願う。また、納付情報が自動到着するようにシステム改善していただきたい。

【法務省回答】

納付情報の到着の遅延の原因は、受領する法務局職員の問題ではなく、法務省オンライン申請システムの問題である。

理由として、甲号事件は手数料納付が前納であるが、乙号事件は、書類を作ってページ数等が確定してから納付するため、システム上、納付情報の到着は甲号事件より乙号事件の方が遅くなる。

【日調連質問】

現在、地番や家屋番号について閉鎖されたものが一覧できる情報が開示されていない。については、閉鎖された物件検索システムの追加を望む。

【法務省回答】

閉鎖日を特定できる手段について、確認、調査を行うこととしたい。

【日調連質問】

乙号申請における地図の取得を行うと、地図に歪みが生じる(縦と横の印刷率が異なる)という情報を得ているが、そうであれば対処方をお願いしたい。検証データを取得次第、お渡しする。

【法務省回答】

検証データを待って確認、調査することとしたい。

< 質疑応答～登記完了証について >

【日調連質問】

登記完了証について、書式の変更等見直しを行うことになっているが、その時期はいつ頃を予定されているのか。

現行の登記完了証は、登記官の公印がないので、「電子署名されたものを印刷していません」という表示は可能か。

上記、システムができなければ、登記官の職名の欄外に、「この完了証は、当職が取得したものに相違ない。土地家屋調査士 職印」と加筆しても差し支えないか。

【法務省回答】

登記完了証の書式の変更は、現在、検討している段階である。不動産の表示をするか等、オンライン登記申請に係る大きな課題であることから、時間の猶予をいただきたい。

公印の取扱い及び表示の方法については、日本司法書士会連合会からも同様の要望があるため、合わせて検討を行うこととしたい。

登記官の職名の欄外に資格者代理人である土地家屋調査士が加筆することは、差し支えない。

< 質疑応答 ~ オンライン登記申請の送信容量について >

【日調連質問】

オンライン申請におけるデータの送信容量は、平成 19 年 12 月 22 日のオンライン促進委員会の席上、前任者から最大 10MB まで OK である旨、発言があったと記憶している。しかし、実際には未だ 4MB である。容量の拡大は、いつ頃予定されているのか。

【法務省回答】

10MB までにしたことは間違いがない。甲号事件の受理数の多さや回線の要領等に問題があることが考えられる。確認、調査することとしたい。

【日調連質問】

添付情報の容量チェックにおいて、総計が表示されるか、もしくは残容量のインジケータ表示などができないか。

申請書作成支援ソフト上では、添付情報を選択した時点において、「容量オーバー」の旨の記載がコメントされるが、法務省のオンラインシステム上の「添付情報追加」欄で添付データを追加した際には、その旨のコメントが表示されず、その後の作業において「容量オーバー」の旨のコメントが表示されるため、統一性がない。

4MB という容量について、システム作成時にこのような事態は想定されていなかったのか。(場合によっては、調査報告書のみで 4MB を占有する事にもなる)

表示に関する登記のオンライン申請は添付書類の種類が多く、行政の電子認証が付された電子書類も少ない現状にあって、データ容量を制限されては、オンラインでの添付情報送信に支障をきたす。可能であれば、早急に送信容量の制限をなくしていただきたい。

【法務省回答】

上記については、要望として受けることとしたい。

< 質疑応答 ~ 申請書作成支援システムについて >

【日調連質問】

登記申請書作成時における「戻る」(アンドウ機能)を追加すべきである。申請書の一部を誤って削除しても、戻る機能があることにより、再記入する必要がなくなることになり、便利である。

【法務省回答】

要望として受けることとしたい。

【日調連質問】

オンライン物件検索が 19 時に終了するので、申請時間と同様にできないか。

【法務省回答】

要望として受けることとしたい。

【日調連質問】

表題登記の地番欄、家屋番号欄は何らかの文字が入力されないと形式チェックで「エラー」となる。本来なら空欄でもよいところであり、利用者へ注意を促す必要（何らかの文字を入れる）があるのではないか。

【法務省回答】

確認、調査をし、配慮することとしたい。

【日調連質問】

実務においては、登記完了時には完了証と共に申請書の写しを付けて依頼者へ交付することが多い。しかしながら、氏名が外字の場合は文字では出てこない（文字コードが表示）ので、改善できないものか。ただし、システム改善に時間がかかるようであれば、当面はオンライン申請利用の登記については登記事項証明書を一通無料で交付することを検討していただきたい。

【法務省回答】

法務局では、外字については、従来からある外字を用いたり、新たに作成をし、対応している。円滑に進むように配慮することとしたい。

【日調連質問】

登記申請で使用する文字は、JIS 第 1 水準と JIS 第 2 水準にて規程される文字とし、住民票等に記載されている文字が旧字体等の場合、「誤字俗字・正字一覧表（平成 16 年 10 月 14 日法務省民一第 2842 号民事局長通達）」及び「戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）別表第二 漢字の表（第 60 条関係）二」に置き換えることとなっている。

このようなことから、オンライン登記申請でも当該運用で取り扱って差し支えないか。

【法務省回答】

上記の運用をもって差し支えない。

【日調連質問】

API の公開を早期に行う必要がある。API 公開によって、民間のソフト開発事業者等によるソフト開発が可能となり、より使いやすい申請書作成ソフトが作成され、オンライン申請の利用が促進されるのではないか。

【法務省回答】

一部の仕様については、既に公開している。また、その他の仕様の公開については、主要ベンダーと打合せをしている状況である。

仕様公開請求をしていただければ、できる仕様を漏れなくお渡しできるので利用していただきたい。

< 質疑応答～図面に関する事項 >

【日調連質問】

オンラインで送信した TIFF 建物図面は、地図情報システムと連動しないとの報告がある。

【法務省回答】

確認、調査することとしたい。

【日調連質問】

XML 図面及び TIFF 図面に関する「検証ツール」があれば、XML、TIFF 図面を申請前に検証することができ、各登記所での検証もスムーズに行えるのではないか。

【法務省回答】

貴会とともに検討を行うこととしたい。

< 質疑応答～オンライン登記申請システムについて >

【日調連質問】

オンライン登記申請の利用時間延長は可能か。

【法務省回答】

要望として受け取ることとしたい。

【日調連質問】

電子署名の方法として、「signed PDF」以外の署名方法について検討願いたい。

【法務省回答】

一部、リーガル社の電子署名リストがある。

【日調連質問】

電子納付された登録免許税は、申請取下げの場合は書面申請と異なり再使用手続きができず、申請人へ還付される。登録免許税は代理人が立替えする場合は殆どであり、また、取り下げ後の還付時期も数か月先となる。代理権限情報などの記載により代理人への還付ができないのか。また、還付時期を早めることは可能か。

【法務省回答】

日本司法書士会連合会からも同様の要望がある。財務省の見解は、登記申請が取り下げられた場合の登録免許税の還付は、納税者（申請人）に還付することとしている。

法務省内部において、対応について検討することとしたい。

【日調連質問】

オンライン申請後の、法務省からの「通知メール」がタイムラグを生じて送信されていることがある。システム上、タイムラグの解消について、検討されたい。

また、法務局によっては、「通知メール」に工夫をされているところがある。例えば、申請について、「法務局 登記官 が受け付ました」など。このような利用者の視線に立った工夫をしていただきたい。実際に現場において実務を行っている登記官が、何よりも問題点や改善点に気付いていると推測できるので、意見を求めて対応していただきたい。

【法務省回答】

通知メールは、受領した法務局の職員が個々にメール文書を作成し、送信している。

法務省オンライン申請システムの問題ではなく、受領した法務局職員の問題であるため、研修等をもって改善するための努力をしている状況である。

【日調連質問】

法務省からの「通知メール」の文中に、受付番号もしくは、申請番号を記載していただきたい。複数の申請を行っている場合、その「通知メール」がどの事件についての通知であるのかを知りたいときは、全ての申請事件について「処理状況調査」を行わなければならないので、非常に不便である。

【法務省回答】

要望として受け取ることとしたい。

【日調連質問】

特例方式において別送した添付情報等の到達時刻は、郵便会社の「荷物問合せ検索」等で確認が出来ても、遅れてシステムに反映される。

【法務省回答】

確認、調査することとしたい。

【日調連質問】

申請書の補正については、補正指示があった場合、申請書自体の修正を可能にしてほしい。

【法務省回答】

要望として受け取ることとしたい。

【日調連質問】

数筆の地目変更や合筆の場合、例として「表示物件追加」から申請物件を指定していかないと最初の申請物件だけが「ロック」されて、他の申請物件が「ロック」されないので、他の物件もロックする必要があるのではないか。

【法務省回答】

最初の申請物件だけが「ロック」されて、他の申請物件が「ロック」されないことについて、説明を加える等の方策が必要であることは理解する。

対応について検討することとしたい。

<質疑応答～その他>

【日調連質問】

登記情報提供サービスとの連携について、「地図情報」表示に関し、オンライン申請環境を設定すると問題が生じる（上手く表示できないなど）との報告がある。地図情報を利用するためには、登記情報を閲覧するための推奨スペックに加えて、JAI（Java Advanced Imaging Image I/O Tools）のバージョン等が深く関連していると思われる。法務省民事局民事第二課においてシステム改修を行なう際には「登記情報提供サービス」との関連も十分検討していただきたい。

【法務省回答】

要望として受け取ることとしたい。

【日調連質問】

「オンライン申請に対応ができる職員（登記官）の方が少ないのでは？」との指摘が多くある。各法務局のオンライン申請処理体制の教育徹底を早期にお願いしたい。

【法務省回答】

法務局職員の研修に当たっては、鋭意、努力している。

【日調連質問】

制度発展のため、各地の法務局、土地家屋調査士会とのオンライン申請全般にわたっての勉強会の開催を望む。

オンライン申請をする土地家屋調査士は、申請後の進捗状況が不安である。法務局職員も対応について苦慮しているものと思われる。

【法務省回答】

要望として受け取ることとしたい。

【日調連質問】

オンライン登記申請を促進していくために、バーチャル環境（模擬体験サイト）を設けることになっているが、いつ頃に実現できるのか。

【法務省回答】

予算上、早期の実現は難しいが、鋭意、努力することとしたい。

【日調連質問】

オンライン登記申請、特に不動産登記令 13 条に関し、条文の趣旨及び運用について周知していただきたい。

登記官によっては、不動産登記令第 13 条に規定する添付情報について理解されていない方もいる。また、不動産登記令附則第 5 条と混同しているケースもある。登記官へ研修等をもって周知方を要望する。

【法務省回答】

要望として受け取ることとし、研修等をもって、鋭意、対応することとしたい。

【日調連質問】

Windows Vista への対応について、ご意見を伺いたい。

Windows XP の販売は、本年 6 月をもって終了することから、早急な対応が臨まれる。

【法務省回答】

Windows Vista への対応は、Windows Vista が販売された当初からテストを行っている。

問題点は Windows XP と Windows Vista とでは、いくつかの文字の入れ替えがあり、対応に時間を要している。また、他のシステムとの同期の問題もあり、今しばらくの猶予をいただきたい。

オンライン登記申請を円滑に実施するためには、会員が利用しやすい環境作りが必要であり、法務省、日調連お互いの共通の認識が必要である。

日調連の要望事項については、別途、一覧表にまとめて提出されたい。

以上